

業務財産検査役による会社の調査と守秘義務：イギリス法との比較を通して

千手, 崇史
福岡工業大学社会環境学部社会環境学科：助教

<https://doi.org/10.15017/1560330>

出版情報：法政研究. 82 (2/3), pp.621-652, 2015-12-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

業務財産検査役による会社の調査と守秘義務

——イギリス法との比較を通して

千 手 崇 史

第一章 はじめに

第二章 日本法上の業務財産検査役と守秘義務

第三章 イギリス法上の検査役と守秘義務

第四章 イギリス検査役と日本の業務財産検査役の対比——守秘義務を中心に

第五章 おわりに

第一章 はじめに

一 株主会社間の情報格差問題

株主は会社の実質的所有者であるといわれるにも関わらず、会社の情報に触れる機会が少ない。具体的に、株式会社に関する法律が所有と経営の分離の仕組みを採用したことは、間接有限責任の採用と相まって、会社が資本を集約し、個人では行えない大きな事業を行うことを可能にしているが、この仕組みの当然の帰結として、会社の経営に関わる情報は取締役側に集中し、上記のような情報格差が発生する。確かに、会社の経営に関わる情報は多くの株主にとっては複雑に感じられるであろうし、配当や株の値上がりを期待して一時的に株主となる者も多いので、会社経営に関わるような情報を常時全株主にさらす必要はない。特に、企業経営が順調であり、トラブルの生じていない「平時」であれば、このような事態に大きな問題はなからう。もともと、取締役ら会社役員が常に出資者である株主の利益をはかるとは限らない。¹⁾例えば粉飾決算や不適切な会計、食品への違法な添加物の混入、反社会的勢力との癒着など、現在又は近い将来に会社ひいては株主に損害を及ぼし、会社を法的紛争に巻き込むような事情がある「有事」の場合はどうか。またまった期間一定程度の株式を保有する株主など、会社の経営に緊密な利害を有する株主のみならず少数株主も、それぞれの利益を守るために、まずは詳しく会社の状態を詳しく知りたがるだろう。このような場合に、株主は、取締役の解任権（会社法三三九条。特にことわりがない限り、平成二六年改正後のものを指す。）など、自らの投資利益を守るために与えられた権利や、会社の業務執行権に対して有する監督是正権（取締役の違法行為差止請求権（三六〇条）、責任追及の訴え（八四七条））などの権利行使を考えるべき場面も生じる。そして、複雑な会社情報であつても、公認会計士や弁護士を借りるなどの方法でこれら権利行使に役立てることが可能である。

もつとも、第一に、株主の立場から見ると、この株主取締役間の情報格差が障害となつて、そのような事態の発見が遅れてしまう場合がある。第二に、仮にそのような事態の兆候をつかんだ場合に、上記監督是正権等の行使をしようとしても、主張立証責任の殆どを株主が負うため、場合によっては情報不足することから権利が著しく困難になる場面が生ずる。⁽³⁾このように、株主の権利行使が必要な場面で、情報格差がそれを阻害してしまうことは問題である。⁽⁴⁾さらに、この情報格差自体が、場合によっては上記のような事態を覆い隠す「隠れ蓑」を提供してしまうという、さらなる弊害を生むことも考えられる。

二 情報開示請求権とその問題

上記の監督是正権を有効適切に行使させるためには、取締役等が保有する会社の業務及び財産の状況に関する情報の開示を行わせることが重要となる。これについて、会社法は複数の手段を用意する。まず、計算書類（会社法四四二条）の前提となる帳簿書類である会計帳簿の備置・閲覧制度（四三三条）である。⁽⁵⁾これらは、株主が取締役から直接情報を取得する点でスピーディであり、両当事者の交渉により柔軟な情報開示が可能であるという利点がある。「より簡易・迅速な情報開示請求権としての帳簿・書類の閲覧権」という位置づけとなる。一方で、これらの手段は、会計に関する書類・記録の範囲に限定されている。また、特に会計帳簿に関しては、会社外へ直接開示することを必ずしも想定していないことから、取締役側は開示に抵抗感を示す場合も多い。そのため、株主がこの情報を正当な権利行使以外に使用する目的が推察される場合などは、情報開示の可否自体をめぐって紛争に発展することも多い。さらに、これら書類に付随して開示されてはならない情報（例えば企業秘密に係るような情報等）が流出してしまう弊害はさらに深刻である。⁽⁶⁾確かに、請求した株主に対して、開示段階で契約等により守秘義務を課せばこれを一定程度防げるかもし

れない。しかし、多種多様な株主が存在するため、全員が確実にこの義務を守るとは限らない。守秘義務が破られた場合、情報は拡散を始め、この状態になると止める手段はない。また、会計情報の中にはすぐに陳腐化しないものも含まれているので、拡散に伴って会社に継続的に被害を与え続けることになる。このような事態を恐れる取締役らは、情報開示に対して消極的になってしまう。帳簿・書類の閲覧権は、上記のように、秘匿すべき情報を保護するという面では欠点を抱える。

次に、株主が情報を取得する手段として、少数株主の請求に基づいて裁判所が会社の調査者を選任する業務財産検査役（会社法三五八条）の制度も存在する。^⑦これは、必ずしも会計上の書類等に限らず、会社の業務財産一般につき、検査役に調査を命ずる制度である。確かに、第三者を介在させることで、株主の目から見れば、上記帳簿・書類の閲覧権よりも若干迂遠になる。検査役が会社経営に必ずしも通じているとは限らない点も弊害であろう。^⑧株主がこれを利用するための要件は厳しく、さらに手間・時間・コストがかかる点も弊害である。もつとも、株主と会社の直接のやり取りを遮断する点に、帳簿・書類の閲覧権にはない検査役特有の利点がある。会社との利害を持っていないからこそ、法律に従った公正中立な調査が可能であるともいえるし、裁判所の選任・指示を受ける点からも公正中立性に期待を持てる。また、株主が帳簿・書類等の閲覧権を行使する場合には嫌がらせ目的や正当な権利行使以外に利用する目的の場合も多いが、検査役の介在により、取締役側の煩雑さが軽減する。^⑩さらに、権利行使に必要な情報と秘匿すべき情報とをえり分けるフィルターのような役割を担わせることが可能であれば、漏洩により会社に不利益を及ぼす情報（企業秘密に係る情報等）や、取締役側が開示することで第三者に不利益を及ぼす情報（個人情報等）など、取り扱いの難しい情報が漏洩する危険を大幅に減少させることができ、これが大きな利点となる。そのためには法律上の守秘義務が明確でなければならず、そうであってこそ、「情報漏洩の危険の少ない情報調査権としての業務財産検査役」という、帳簿・書類の閲覧権とは異なる業務財産検査役の存在意義が際立つ。公的機関が選任した検査役の秘密保持に関しては、株主

に直接情報を開示する場合よりも多くの信頼を置くことができるので、情報開示に対する会社側の抵抗感が軽減する可能性もあるし、また、情報開示請求の段階での無用な紛争を防ぐことにつながるかもしれない。このように、取締役側が保有する情報を株主に代わって調査するという機能を営む業務財産検査役の存在意義を考えるにあたっては、その守秘義務の内容や程度が重要である。さらに、検査役調査の過程で検査役が調査対象者にこれら情報を提示しなければならぬ場合、この者にも秘密保持の義務を課すことが一貫するであろう。しかし、日本法の業務財産検査役等の守秘義務に関する法令上の根拠は必ずしも明確ではない。本稿は業務財産検査役の存在意義を明確化するために、その守秘義務の根拠や内容について検討することを目的とする。以下、本稿においては、我が国の業務財産検査役の制度を概観した後、業務財産検査役の制度創設時に参照対象となったイギリス法の制度において、現在参照可能な情報漏洩防止の仕組みがあるかどうかを調査して日本法と対比することで何らかの示唆が得られないかを探る方法による。

第二章 日本法上の業務財産検査役と守秘義務

まず、業務財産検査役の制度趣旨や手続¹²を確認する。検査役とは、株式会社の設立、現物出資、会社の業務財産の状況の調査や、株主總會の手続等の調査を職務とし、裁判所によって一時的に選任される会社の機関である。検査役は必要な調査をし、その後検査役はその結果を裁判所に報告し、それに対応して裁判所が決定や命令等の必要な措置を取るシステムである¹⁴。資格制限はないが、職務の性質上、取締役・監査役や支配人その他の使用人はなれない¹⁶。会社との関係は準委任契約であるが、報酬の決定権は裁判所にあり、この報酬は最終的に会社が負担する¹⁷。それらの中で、本稿が問題とする業務財産検査役は、株式会社の業務の執行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときに、裁判所に対して会社の業務財産を調査するよう請求する権利を少

数株主に与える制度である（会社法三五八条¹⁸）。先述の通り、監督是正権の行使等のために会社の業務・財産の状況に關する情報が必要である。計算書類（会社法四二二条）や会計帳簿（四三三条）だけでは会計の範囲で帳簿書類の情報しか入手できないが、株主がさらに進んで会社の業務財産状況の調査を要する場合のために業務財産検査役の制度が存在する¹⁹。調査権が強力である反面、濫用の危険もあるので、その要件は特に厳しい²⁰。

この権利は少数株主権²¹であり、形式要件として、①総株主（株主総会の決議事項の全部につき議決権を行使できない株主を除く）の議決権の一〇〇分の三、②発行済株式（自己株式を除く）の一〇〇分の三という持株比率要件（定款によって緩和することが可能）が課されている（会社法三五八条一項²²）。形式要件については、申請時に持株比率要件を満たしており、その後何らかの事情で満たさなくなった場合に特に問題となる。株主が自ら株式を譲渡した場合、払込未了により一部失権した場合²⁴のように、株主側に何らかの原因がある場合には、申請は却下を免れない。一方で、申請後に会社が新株発行を行ったことが原因で持株比率が低下した場合に関して、最高裁判成一八年九月二八日決定は、²⁵「当該会社が当該株主の上記申請を妨害する目的で新株を発行したなどの特段の事情のない限り、上記申請は、申請人の適格を欠くものとして不適法であり却下を免れないと解するのが相当である。」と判示している。これに対して、株式譲渡など株主側の事情により株式保有要件を満たさなくなった場合と、新株発行など会社の一方的行為により同要件を欠くに至った場合とを区別して考え、後者について申請は却下を免れる、とする考え方が通説である²⁶。

次に、実体要件として、「株式会社の業務の執行に關し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があること」が必要である。「業務の執行」とは広く会社の経営を意味し、取締役会の意思決定や取締役の業務執行行為、支配人その他の使用人の行為が含まれる²⁷。「不正の行為」とは、会社の利益を害する悪意の行為²⁸、取締役が自己または第三者の利益を図って会社を害する行為（忠実義務違反²⁹）などが該当する。「法令違反」とは、商法や会社法の規定の違反だけでなく、我が国法令一般への違反が問題とされる。「重大な事実」に当たる³⁰

かどうかは、業務財産状況の調査を検査役にさせることを相当とする程度のものであるかどうかが基準となる。⁽³¹⁾ 検査役選任を請求した株主は、「疑うに足りる事由」を主張立証すればよいのであり、「不正の行為」「法令違反」そのものを主張立証しなければならない訳ではない。⁽³²⁾ この実体要件に関しては明確な基準を提示しにくい。会社財産や役員報酬の不正支出が疑われる状況で、株主総会不開催の瑕疵などがある場合には、この実体要件を満たすとした先例がある。⁽³³⁾ 一方、不正支出や会社の財産に何ら影響のない単なる違法の業務執行があるという場合だけでは足りない。⁽³⁴⁾ 子会社への貸付・融資を行う場合などはケースバイケースであり、いわゆる経営判断の当否を考慮する場合と同様の考慮がなされる。⁽³⁵⁾ 学説では、会社の経理・会計ないし会社財産に影響を及ぼすものである必要があり、単に違法・不正行為があるだけでは不十分であると考えられる立場も存するが、そのような限定を付さない見解が多数を占めている。⁽³⁶⁾ これらの要件を満たす限り裁判所は必ず検査役の選任をせねばならない。⁽³⁷⁾ 取締役等がその調査を妨げた場合は過料に処せられる（会社法九七六条五項）。

以上の通り、業務財産検査役は株主の請求に基づいて裁判所が選任し、強力な調査権を行使するが、その過程で企業秘密や個人情報等、漏洩してはならない情報に触れなければならなくなることも考えられ、かかる情報は公にしてはならないはずである。もつとも、上記の通り、会社法は主に濫用防止策としての役割を果たす形式要件や実体要件について定め、裁判例もそれとの関連で散見されるのみである。検査役の秘密保持に関わる規定は会社法にはもちろん、手続を規律する非訟事件手続法にも見当たらない。それでは業務財産検査役が秘密を保持する法的根拠はどこにあるのか。実際には、業務財産検査役には弁護士等が選ばれることが多く、弁護士法二三条が弁護士の秘密保持権・義務について規定している。この弁護士法の規定が、検査役の守秘義務に関する法令上の間接的な根拠であると考えられる。⁽⁴⁰⁾ なお、企業秘密等の漏洩防止に関する細かい制約は、裁判所が検査役を選任するときにつけることができる。⁽⁴¹⁾ 実際の検査役の報告（会社法三五八条五項）の結果を見て、株主は監督は正権の行使を決めることもできる。他に、裁判所が必要と認

論 説
めるときは代表取締役は株主総会の開催をさせ（会社法三五九条一項）⁽⁴²⁾、そこで検査役報告内容の開示がなされる（二項）から、ここで取締役の解任等も行えるなど、⁽⁴³⁾多様な処理が可能となる。

第三章 イギリス法上の検査役と守秘義務

一 イギリス法を検討対象とする理由

上記の通り、業務財産検査役の守秘義務に関する法令上の根拠は商法・会社法の中にはなく、弁護士法等に間接的な根拠規定が置かれているにとどまる。ところで、この検査役の制度はロエスレル草案を経て明治三二年（一八九九年）の商法制定当時から日本商法（会社法）に盛り込まれていた。ロエスレル草案の解説によれば、当該草案の検査役（検査官吏）は、一八六二年のイギリス法を特に参照して起草されている。⁽⁴⁵⁾もちろん、今日における日本の業務財産検査役の位置づけとは異なる面があるかもしれないが、第三者が介在して調査する点において日本の業務財産検査役と類似するイギリスの制度を概観し、特に情報漏洩防止の仕組みがどのようになっていのかを参照してみる価値はあるのではないだろうか。

二 イギリス検査役の概要⁽⁴⁶⁾

1 制定法上のイギリス検査役⁽⁴⁷⁾

イギリス法上の検査役（inspector）⁽⁴⁸⁾以下、イギリス検査役という）も、会社の業務に関して調査をさせる制度であ

る点において日本の検査役と共通するが、選任方法や位置づけに大きな違いがある。このイギリス検査役の制度も幾多の改正を経ているが⁽⁴⁸⁾、現在の枠組みは一九八五年会社法 (Companies Act 1985、以下、CA 1985とす) において整えられ、二〇〇六年会社法 (Companies Act 2006、以下、CA 2006とす) が追加条項を設けているものの、⁽⁴⁹⁾ 現在も検査役調査に関しては、CA 1985の規定が適用されている。⁽⁵⁰⁾ なお、イギリス会社法上、株主が直接書類等情報にアクセスするための仕組みも一応存在するが、例外的な制度である。⁽⁵¹⁾

2 CA 1985⁽⁵²⁾上の検査役

(1) イギリス検査役の種類

一九八五年会社法の Part 14は「会社とその業務に関する調査：書類の請求」(INVESTIGATION OF COMPANIES AND THEIR AFFAIRS; REQUISITION OF DOCUMENTS)とされており、主に検査役に関する規定が置かれている。検査役が選任されるパターンは次の(ア)から(ウ)の三種類である。

(ア) 株主・会社の請求に基づく任命 (CA 1985 s.431)

(株式資本⁽⁵⁴⁾を有する会社の場合) 二〇〇名以上、若しくは、発行済株式の一〇分の一の資本を有する株主(1)(a)又は、(株式資本を有さない会社の場合) 登録構成員の五分の一以上の構成員(1)(b)、又は(株式資本の有無に関係なく) 会社(1)(c) が検査役選任請求をなしうる。それらの請求に基づいて、国務大臣が「会社の業務に関して調査」をなさしめるために、検査役(複数でも可)を任命することができる。主務大臣は、この請求に関して、正当な理由 (good reason)⁽⁵⁵⁾ を裏付ける証拠の提出を要求することができる(3)。さらに、検査役任命前、国務大臣は、調査費用の支払いのため、請求者に対して合計も五〇〇〇を超えない担保の提供等を命ずることができる(4)。

少数株主の申立てに基づいて職権発動する点は後述する日本の検査役と同じであるが、日本においては裁判所の命令に基づいて、イギリスでは国務大臣の命令に基づいて選任される点が異なる。また、検査役に支払う報酬額を定める規定は日本法にも置かれている(会社法三五八条三項)がイギリスでは事前に費用支出のための担保提供命令をすることができると異なる。

(イ) 裁判所の命令に基づく任命 (CA 1985 s.432 (1))

次に、会社業務が調査されるべきであると裁判所が命令により宣言する場合には、国務大臣は検査役を選任しなければならぬ。後述する日本法では、少数株主の申立てにより裁判所が検査役を任命するが、イギリス会社法四三二条一項は裁判所の命令により国務大臣が任命する点が異なる。

(ウ) 国務大臣の命令に基づく任命 (CA 1985 s.432 (2))⁽⁵⁷⁾

最後に、国務大臣は以下のような状況があると思料する場合には、職権により検査役を任命することができる。

- (a) 会社の業務が会社債権者・それ以外の債権者を詐害する意図、詐害的若しくは不法な意図、または、一部の株主に不公平に不利益を与える意図で行われる場合 (s.432 (2) (a))。
- (b) 会社のあらゆる事実上の・提案された行為若しくは不作為(会社のためのものを含む)が不公平であるか、または、会社が詐害的若しくは不法な目的のために設立される場合 (s.432 (2) (b))。
- (c) 会社の設立若しくは業務に関与する者が、会社または株主に対して詐欺、失当な行為、違反行為により有罪とされた場合 (s.432 (2) (c))。
- (d) 会社の株主が合理的に期待するであろう、会社の業務に関する情報の全てを与えられていない場合 (s.432 (2) (d))。

このように、国務大臣が検査役を職権で選任する制度が検査役の中で最も大きな比重を占めており、日本の業務財産

検査役との違いの一つである。

(2) 検査役の権限等

以上説明してきた事由等によって選任された検査役の権限は大きなものである。

まず、調査対象会社の子会社、持株会社、持株会社の子会社、子会社の持株会社に及ぶほか、調査対象会社に対する調査結果が関係する別会社も必要と認める場合には調査できることが明文規定される（CA 1985 s.433）。

次に、取締役や会社代理人に、調査対象会社の又はそれに関連する文書を作成すること（CA 1985 s.434 (1) (a)）、検査役の前に出頭すること（同(D)）、原則として、調査に関して合理的に提供可能な全ての協力を提供すること（同(C)）を要求することができる⁶¹。

次に、事件に関連する情報を所持していると認められる者（調査対象者）に、宣誓をさせた上で、その者から口頭での証拠をとることができ⁶²、その者の権限の範囲内で、事件に関連する文書を作成するよう要求することもできる（CA 1985 s.434 (2) (a)）。他、出頭要求をする権利（CA 1985 s.434 (2) (b)）、調査に関して合理的に提供可能な全ての協力を提供することを要求する権利（同(C)）がある。

検査役は調査の目的で、何人に対しても口頭で調査することができる（CA 1985 s.434 (3)）。その他、検査役は、全部又は一部が会社の業務に使われていると思料する建物に立ち入る権限も付与されている（CA 1985 s.453A）。

これら検査役による要求や検査役調査に対して、正当に上記要求がなされたにも関わらず、協力をしなかった者は何人も、裁判所に報告された上で、裁判所により罰せられる可能性がある（CA 1985 s.436）⁶³。なお、調査対象の文書を毀棄・切斷・改ざんなどした場合（CA 1985 s.450）、⁶⁴その情報を提供した場合（CA 1985 s.451）などは、それをした取締役が罰せられることとなっており、真実の情報が確実に提供されるよう工夫されている。

3 CA 2006による検査役の制度の改正

二〇〇六年会社法 (CA 2006) 44 PART 32において「会社の調査；改正 (COMPANY INVESTIGATIONS: AMENDMENTS)」の節 (s. 1035-) を設けており、新たに国務大臣の統括権を整理・拡充し、明示的に規定されなかった検査役の辞任・死亡時の処理 (後任検査役への情報伝達等) などについても規定しているが、イギリス検査役の選任要件等、基本的な枠組みには変更が加えられていない。

三 イギリス検査役の守秘義務に関する事例⁽⁶³⁾

以上、イギリス検査役の概要、特に制定法上の位置づけについて述べてきたが、イギリス法は判例法の重要性が高く、さらに詳細なルールを知るためには判例法を概観して見る必要がある。本稿が特に問題とするのは検査役等の守秘義務であるので、それに関係する判例のうち、本稿との関係で重要なものをピックアップし、それらを中心に紹介する。

1 検査役の守秘義務等—Hearts of Oak Assurance 事件

Hearts of Oak Assurance Co., Ltd. v. Attorney-General, [1932] All ER Rep 732, [1932] AC 392; 101 LJ Ch 177; 147 LT 41; 48 TLR 296; 76 Sol Jo 217

【事案】一九二三年簡易保険法⁽⁶⁴⁾七条に基づき、John Fox が検査役に選任され、一九三〇年にイングランド北東部のニューカッスル・オン・タイン (地名) において、原告である Hearts of Oak Assurance 社 (以下、O社という) の調査が行われた。その際、John は宣誓のもと、役員、社員、代理人や使用人らに対して、公然と調査を行い、そこから得られた多くの情報が公になるような供述書を作成した。また、同年カーディフ (地名) において、新聞記者が同席す

の中で、Johnは目撃者の調査を公然と行った。これらの調査に関して、O社が、一九二三年簡易保険法七条に基づき、会社を調査するために選任された検査役は、公然と調査をする義務も権利もなく、そこで得た情報を公にする権利もないと主張して、法務総裁⁽⁷⁰⁾を被告として訴えた。控訴院判決は、検査役調査が非公開で行われなければならないと宣言する権利や、検査役調査が非公開で行われるよう制限する権利はないと判示したため、O社より上訴。

【判決要旨】 上訴認容判決

裁判所は、関連規定を引用し、一九二三年簡易保険法七条、一八九六年共済団体のいづれにも、調査を公然と行うか秘密に行うか、またその裁量権に関する規定もないことを指摘した。そして、「調査の性質と目的をどう考えるか」が主要な問題であると指摘し次のように述べた。

「他に指図する制定法上の規定がない限り、本件事案は、団体・会社の内部事項に属する問題であり、ゆえに、調査を公表してよいという制定法の規定がない状況においては、一九二三年簡易保険法一七条等の調査は公然と行われてはならない」

「原告（O社）の業務を調査するために選任された検査役は、公然と調査をする権限を持たないが、そのことは、検査役が制定法上の義務を適切に履行することを可能とするために合理的に必要なとされるあらゆる人の同席を許可しないものではない。」

本件で主張された目的のために検査役が選任された場合には、調査や調査対象者への権限行使の過程で、その者から得られた情報を公にする権限を持たない。但し、調査を遂行する目的、原告に関する調査報告書を準備する目的、その他これに付随する目的のためにかかる情報を利用する場合はこの限りではない。」

なお、この判決の中で、イギリス会社法上の商務省が検査役を選任して行う調査に対して、上記判示が類推される点が指摘されている。

2 調査関係者の守秘義務—MGN事件

Re an inquiry into Mirror Group Newspapers plc, [2000] Ch. D. 194, [1999] 2 All E.R. 641, [1999] 3 WLR 583, [1999] 1 BCLC 690

【事案】Mirror Groups Newspaper plc (以下、MGN社という)の実質的代表者であったMr. Robert Maxwell (以下、Robertという)が一九九一年一月五日に死去した。これを発端として、Robertが生前にMGN社の財産を証券化し、同じくRobertが運営する別会社の借入金返済に充てていた疑いが強まったため、MGN社の当時の業務に関して調査するために、国務大臣の命令 (CA 1985 s.432 (2)) 等に基づき、Mr. John Thomas 高等法院 (QC) 判事と、Mr. Raymond Turner が検査役として選任され、この者らはRobert在任中のMGN社の業務や、MGN社の社員についても調査することを要請された。

そして、検査役らは、調査当時の会社代表者であるMr. Kevin Maxwell (Robertの息子。以下Maxwellという)のほか、Maxwellの兄弟でもあるMr. Ian Maxwell (以下、Ianという)、Mr. Larry Trachtenberg (以下、Trachtenbergという)を調査対象者として選定した。なお、検査役調査の当時、Maxwellに対する別の刑事手続が進行中であった。

検査役は調査に関して、秘密保持契約 (検査役調査の過程で得た情報や、質問とそれに対する答えなど、広い範囲に及ぶ) を結ぶようMaxwellに要求したが、Maxwellはそれを拒絶し、検査役の調査は阻害されたため、検査役から高等法院へ、Maxwellの調査拒絶を審査し、処罰するよう申請。Maxwellが検査役調査への協力義務 (CA 1985 s.434 は「合理的に提供可能な全ての協力」を検査役に対して行わなければならない旨規定する) に違反しているかが最も大きな争点とされた。

【判決要旨】 申請却下（Application Dismissed）

裁判所は、Hearts of Oak Assurance 事件（前述）を引用して次のように述べる。

「当該判決は、検査役がその調査過程で得た情報を利用する権限を有することを明確に判示している。検査役は、例えば、コメントを得るためにその情報を他の目撃者に伝達したり、質問するに当たり提示することができる。」

当該事件（Hearts of Oak Assurance 事件）の理由付けは、単に、既に行われている実務が内密の調査を推奨するということを述べたものではなく、おそらく、主に、そうしなければ個人や会社に対して非常に大きな被害が生ずるとい理由によるものである。（中略）

当該事件は、第一章による会社への調査は内密に行われなければならない、検査役は調査過程で開示された情報を公にしてはならないという、明確な法源として成立している。しかし、当該判決は検査役の調査過程に関して、調査の内密性以外に、他の制限を課していないどころか、実際に明確にそれを課すことを避けている。」⁽¹⁶⁾

「公務員や、あらゆる種類の公的機関が、公的目的のための強制権限によって情報を得た場合、法的な守秘義務の問題が生ずるが、この義務は、公的利益によりその秘密情報の伝達が必要になる場合には覆る。」⁽¹⁷⁾

「検査役は Maxwell に対して質問をする目的で、彼にその情報・文書を提示する妨げとなる義務を負っていない。検査役は、先例によれば、Maxwell から秘密保持の約束を引き出す義務を負わない。検査役は、自由裁量の一環として、Maxwell に秘密保持契約にサインするよう要求する権利は確かに与えられている。しかし、彼（Maxwell）がその義務を拒んだことから直ちに、彼が検査役に『全ての合理的協力』をしなかったと判断される訳ではない。（中略）彼が秘密保持契約にサインするか否かに関わらず、検査役は当該情報・文書を彼の前に提示することができる。」

「検査役は、調査の目的で当該情報・文書を提示するに際して、（その情報提供者を保護するために）秘密保持契約を結ばせる義務を負うという見解を受け入れることはできない。情報を保存・保護したいと欲するならば、当該情報が伝

達される相手又は当該情報を提示する相手方に対して、その情報が秘密としての性格を有するものであることを明確に通知することができるにとどまる。当該相手方は、当該通知を受け取ったからといって、検査役への質問に答えるに際して、当該情報・文書を利用することを妨げられない。当該相手方は、弁護士その他の者の法的援助を受けることも可能である。記憶をチェックしたり、記憶違いを訂正したりするために、手続に関与した他の者へ相談することも可能である。当該相手方がそうすることから、情報保持者と検査役の両方に対して負うあらゆる義務に違反するとは直ちにはいえないと解するのが相当である。

他方、その新たな目撃者（当該相手方）が、当該情報・文書を提供された目的以外の目的で開示しようとした場合は、その情報・文書提供者に対する義務に明白に違反すると解するのが相当である。もちろん、手続保障の観点から必要のある場合、より高度の公的利益がある場合など、開示を正当化する特段の事情のある場合も存在する。」

第四章 イギリス検査役と日本の業務財産検査役の対比——守秘義務を中心に

一 イギリス検査役に関する事例の整理

以上、日本の業務財産検査役の制度創設時に参照されたイギリスの検査役につき概観し、その守秘義務の根拠を求めて若干の事例を紹介した。Hears of Oak Assurance 事件は、検査役がその調査を公然と行う権限を与えられているか否か、その調査過程で得た情報を公にする権限があるのかが問題とされた事件であるが、原則として調査を公然と行つてはならないことを明らかにした。これは主に当該情報の保持者を保護する趣旨である。また、検査役は大きな調査権を持ち、様々な者を呼び出してインタビューすることができるが、その過程で秘密にしておくべき情報を調査対象者等

の眼前に提示しなければならぬこともある。その場合、この情報を提示された調査対象者にも守秘義務を負わせる必要があるが、このことが問題とされたMGN事件判決は、①検査役は、調査の対象者に秘密保持契約の締結を強制することはできず、その者はこれを拒んだからとごうってCA 1985 s.434の調査協力義務に違反したことはない。②もつとも、検査役と調査対象者の問答の中などに、秘密とされるべき情報が含まれる場合に、当該調査対象者がこれを検査役の調査と関係のない目的で第三者に伝えることは、法の課した秘密保持の義務に違反するということを判示し、法律上この第三者にも守秘義務が課される点を明らかにした。このように、イギリスでは、検査役の守秘義務、及び検査役がインタビュー等する調査対象者が負うべき守秘義務に関して判例法によりルールが形成されている。

二 イギリス検査役の性質と守秘義務

なぜ、イギリスでは検査役や調査対象者の守秘義務が明確でかつ詳細なのか。これは、以下に述べるように、調査権そのものの性質が反映されたものであると推察される。まず、イギリス法に特徴的なのは、国務大臣の命令による検査役選任の制度（CA 1985 s.432 (2)）の存在感が大きく、調査が行政権的である点⁽⁷⁸⁾である。そのため、調査権や調査対象も大規模なものとなりやすく、⁽⁷⁹⁾検査役の活動は継続的なものとなる。その結果、触れる情報の量も増え、その中に当事者や調査対象者に関する秘匿すべき情報が入り込む確率も増加する。このことから、守秘義務の明確かつ詳細な根拠を上記の判例法によって詳細に定めざるを得なくなる。MGN事件に目を戻すと、Hearts of Oak Assurance事件が判示した検査役の負う守秘義務は個人や会社への被害を防止する趣旨で課されていることが確認されている。次に、行政権が公益的観点から会社の調査を行わせるイギリス検査役の制度においては、調査の円滑それ自体の要保護性も高いと推察される。検査役が調査にあたっているという情報自体が漏れることで、その後の調査に支障をきたすことが考えら

れる⁽⁸⁰⁾。そのため、検査役が保持している情報の漏洩を防止し (Hearts of Oak Assurance 事件参照)、また、調査過程で当該情報に触れた者からの漏洩も防止する (MGN 事件参照) という形で、きめ細やかに守秘義務を課す方法で情報漏洩を防止する方法を取るのが調査の円滑に資する。

以上、イギリスの検査役や調査対象者に課される守秘義務は、その情報に利害を有する者の私的利益と、調査の円滑それ自体という公的利益の両方を保護するために課されていると推察される。

三 日本検査役の守秘義務—イギリス法との対比を通して

これに対して、日本の業務財産検査役は、株主が自己の利益を守るために裁判所に選任請求するという制度としてアレンジされており、行政権が関与する制度としては設計されていない。裁判所が選任し、命じられた調査を一時的に行うにとどまる点もイギリス検査役と異なる。日本の業務財産検査役は、必要があるときに株主等個別具体的な法的主体の利益を守るための制度なのである。そのため、現時点においてイギリス検査役と日本検査役を全体として比較することには若干の困難を伴う。もともと、守秘義務に関しては、イギリスの法制度は詳細であり参考になると考える。

まず、Hearts of Oak Assurance 事件が判示するように、守秘義務の法的根拠を明確にした方がよいか。日本法上の検査役の守秘義務について検討する。日本の業務財産検査役も調査権は強力であり、その調査への非協力が刑罰の対象とされている (会社法九七六条参照)。つまり情報を一定程度強制的に取得することができるのだが、その情報の守秘義務に関する会社法上の根拠を持たなかった。確かに、弁護士等、別の法令上守秘義務を負った者が選ばれ続ける限りは十分であるようにも思える。しかし、検査役の資格には制限がなく、事実上弁護士等が選任されるという慣行があるに過ぎない。つまり、弁護士等以外の主体を選任すると、守秘義務の法令上の根拠が失われる。とすると、調査過程で

得られた会社や取締役等が有する企業秘密や個人情報等秘匿すべき情報の保護が問題となるが、守秘義務の明確な根拠があった方がこれら情報保持者の私的利益をよりよく守ることができる。⁸¹⁾次に、イギリス検査役は調査の円滑そのものを強く保護していたが、これは日本法ではどうか。確かに、日本法上の検査役は一時的に調査を行うのみであり、調査自体の円滑を保護する要請はイギリスほど高くはない。しかし、たとえ一時的な調査であったとしても、この調査の円滑さは、調査を依頼した株主の権利保護の観点から一定程度重視すべきである。株主は取締役側が保有する会社情報に触れる機会が少なく、その情報を詳細に調査する数少ない手段の一つが業務財産検査役の制度であるからである。そして、日本法上検査役の守秘義務の法的根拠が脆弱であることは調査の円滑を害すると考えられる。開示してはならない情報が調査に付随して外部に出ることを危惧する取締役ら調査対象者らの調査への協力を促すには、調査者である検査役の守秘義務が法令上明確であることが重要だからである。このように、調査対象者の利益保護という観点からも、調査の円滑という観点からも、業務財産検査役の守秘義務の根拠を会社法上明確にするのが望ましい。⁸²⁾

次に、MGN事件は調査対象者にも守秘義務を課すということを述べていたが、日本法ではどのように考えるべきか。日本法は、このような調査対象者の守秘義務の根拠も持たない。まず、情報を提供した調査対象者の私的利益の観点から考えてみると、単に守秘義務を検査役に課すだけでは意味がない。確かに、行政権が関与し大規模な調査を行えるイギリスの検査役とは異なり、日本の検査役の調査は一時的で比較的小規模である。しかし、その過程で、調査の実効性を高めるために、以前の調査で取得した情報を以後の調査対象者に提示すべき場面は生じ、その情報の中に秘匿すべきものが含まれる場面も想定しうる点はイギリスでも日本でも同じである。調査対象者の私的利益を保護するためには、検査役調査の過程でインタビュー等した別の調査対象者に対しても「目的外に使用してはならない」という守秘義務を課すことが望ましい。次に、調査の円滑の観点からも同様のことが言える。既に調査が行われている情報そのものが漏洩すると、証拠隠滅等が行われるなど、調査自体の円滑を害する事態が生じうる。行政権が関与していなくとも、こ

の調査の円滑自体が保護に値することは前述の通りである。このように、調査対象者らの私的利益の保護の観点から、また、調査自体の円滑さの観点から、調査対象者に守秘義務を課すことは必要であると考えられる。上記の通り調査への非協力が刑罰の対象として法令上明示されていることとのバランスから、これら調査対象者の守秘義務も会社法上明示することが望ましい。

このように、イギリス検査役と日本の業務財産検査役はその性質を異にする。しかし、秘密保持に関する問題は、程度は異なるかもしれないが、イギリスでも日本でも起こりうる。これに関して、行政権が関与するイギリス検査役の制度が守秘義務に関する詳細な判例法を有していることは、その守秘義務の根拠が明確でない日本の業務財産検査役に対して若干の示唆を与えうるのではないだろうか。

第五章 おわりに

以上、検査役の守秘義務というテーマに絞って、イギリス法と日本法の簡単な比較を試みた。ここで、会社の経理情報取得に関して、会社の業務執行に通じていない検査役を対応させることは困難が伴うとして、反対の立場⁽⁸³⁾も存在する。しかし、会社の日常業務に携わらず、会社との利害を持っていないからこそ、中立であることができ、客観的な検査が期待できる。そこに、帳簿・書類の閲覧権とは異なる、業務財産検査役の利点があるともいえる。

また、業務財産検査役には時間とコストがかかるという欠点がある。会計帳簿等を直接閲覧した方が時間もコストも少なく済む。もつとも、帳簿・書類の閲覧権は秘密保持に関しては弱点を抱えており、会計帳簿閲覧の可否を巡って、目的が正当か、濫用的かということと争いが起こってしまうと、これに払わなければならない時間・コストは膨大なものとなる。一方、検査役は守秘義務を明確にすることで、企業秘密等守るべき情報を保護しながら監督に必要な

情報を引き出すフィルターの機能を果たすことが可能であり、株主と会社の双方の利益に資する面もあるし、先述の通り裁判所が関与するので公正性が期待できる点など、特有の利点もある⁸⁴。この職務自体を行える主体を事実上限定する必要性は高くなく、守秘義務の法律上の根拠を明確にした上で、弁護士等以外の主体（法人や公的、準公的機関も含む）にも検査役調査を行わせることができれば、時間やコストの弊害も緩和することが期待される⁸⁵。

業務財産検査役は日本の商法・会社法上に古くから存在しているにも関わらず、あまり利用されてこなかった。しかし、制度設計の仕方によってその利用価値が引き出される可能性もある。本稿が取り扱った守秘義務に関する問題も含めて、あるべき制度の詳細⁸⁶については、各種隣接諸制度や国外の動向等に配慮しつつ、今後とも研究を深めてゆきたい。

- (1) 「プリンシパル（本人）」と称される一方当事者の厚生が「エージェント（代理人）」と称される他方当事者の行動に依存する「エージェント問題」と称される。Reiner Kraakman et al, *The Anatomy of Corporate Law* 35 (2nd ed, Oxford, 2009, 邦訳として、レイニア・クラークマンほか著／布井千博訳『会社法の解剖学』二五頁（レクシスネクシス・ジャパン株式会社、二〇〇九年）。
- (2) 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅰ【第二版】』二二二—二二三頁（判例タイムズ社、二〇〇八年）（最新版ではなく第二版に当該記述がある点に注意）。
- (3) 蓮井良憲「株主による会社備置書類の閲覧・謄写請求」加藤勝郎ほか編『商法学における論争と省察—服部榮三先生古稀記念』七八三頁（商事法務研究会、一九九〇年）。
- (4) 「エージェントコスト問題」も関係している。プリンシパルの利益を図るようにエージェントの行動を制御するためにはコストがかかるが（エージェントコスト）、このコストはエージェントからの情報開示を促進するルールや手続き、不誠実もしくは怠慢なエージェントに対して強制措置を取ることを容易にする制度が完備することで軽減することが可能である（Kraakman et al, *supra* note 1 at 35-36, クラークマン・前掲注（一）二六頁）。
- (5) 江頭憲治郎ほか編『論点体系会社法三 株式会社Ⅲ』五〇三頁以下「小松岳志執筆」（第一法規、二〇二二年）、江頭憲治郎ほか編『会社法コンメンタール—〇—計算（一）』一一九頁以下「久保田光昭執筆」（商事法務、二〇二一年）、奥島孝康ほか編『別

冊法学セミナーNo.205 新基本法コンメンタール会社法二三四〇頁「出口正義執筆」(日本評論社、二〇一一年)、江頭憲治郎ほか編『会社法大系 第三巻 機関・計算等』、四一四頁以下「和久友子執筆」(青林書院、二〇〇八年)。

(6) 特に会計帳簿の閲覧謄写請求権との関連で、営業上の秘密の漏洩が紛争の原因になりやすい。競業者の請求の場合この危険性が特に高いため、裁判所は会社法四三三条二項三号の拒絶事由に関して、競業に利用する意図などの主観的要素を読み込まず、競業者の請求であるだけで拒絶できるという解釈を展開している。東京地裁平成六年三月四日決定判時一四九五号一三九頁、東京高裁平成一九年六月二七日決定商事一八〇四号四二頁、最高裁平成二一年一月一五日決定民集六三巻一号一頁など。もつとも、秘密を漏洩する可能性自体は、結局は程度問題であり、請求者の属性が競業者でなくとも発生する問題である。

(7) 平成一七年会社法制定後の業務財産検査役に関する解説等として、江頭憲治郎ほか編・前掲注(5)「論点体系三」一三七頁以下「西本強執筆」、奥島ほか編・前掲注(5)一五四頁以下「丸山秀平執筆」、落合誠一ほか編『会社法コンメンタール八』機関(二)一〇六頁以下「久保田光昭執筆」(商事法務、二〇〇九年)、酒巻ほか編・前掲注(5)四四〇頁以下「久保田光昭執筆」。

平成一七年改正前商法下のもので、大隅健一郎・今井宏著『会社法論中巻「第三版」』五一頁(有斐閣、一九九二年)、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(九) 株式会社』(二)一五頁以下「森本滋執筆」(有斐閣、一九八八年)、戸田修三ほか編『注解会社法(下巻)』六五七頁以下「運井良憲執筆」(青林書院、一九八七年)、田中誠二ほか著『四全訂コンメンタール会社法』一二二四頁以下(勁草書房、一九八四年)大森忠夫ほか編『注釈会社法(六)』三九七頁以下「中馬義直執筆」(有斐閣、一九七〇年)、松田次郎・鈴木忠一著『條解株式會社法(下)』四六二頁以下(弘文堂、一九五二年)。他に、浜田道代「閲覧謄抄本交付請求権・閲覧謄写請求権」奥島孝康ほか編『別冊法学セミナーNo.205新基本法コンメンタール会社法二』(前掲注(5))五四一頁(日本評論社、二〇一〇年)、吉村信明「業務財産状況検査役に関する一考察」志學館法学一巻一七三頁以下(二〇〇〇年)、崎田直次「業務・財産状況の調査権」『株主の権利―法的地位の総合分析』三八七頁(中央経済社、一九九一年)。吉村信明「業務財産検査役」『運井良憲先生・今井宏先生古稀記念 企業監査とリスク管理の法構造』二六九頁以下(法律文化社、一九九四年)参照。帳簿閲覧権と検査役選任請求権をあわせて「経理検査権」と整理する場合もある(鈴木竹雄「竹内昭夫」『法学全集二八』会社法「新版」三三五頁(有斐閣、一九八七年)。なお、我が国会社法の経理検査権のうち、帳簿・書類閲覧権はアメリカ型、検査役はイギリス型に倣っていたという研究もある(山田弘之助「株主の会計帳簿閲覧権と検査役選任請求権」鈴木忠一ほか編『会社と訴訟(上)』五六〇頁(有斐閣、一九六八年))。しかし、現在は計算書類や会計帳簿の閲覧権と業務財産検査役の制度は別々の箇所規定されているし、制定されて後相当期間が経過しており、意味づけが変わっている可能性も高いので、アメリカ法との比較をするためにはさらに深い調査が必要である。

(8) 酒巻ほか編・前掲注(5)四四二頁、落合ほか編・前掲注(7)二〇七頁。

- (9) 久保田光昭「帳簿・書類閲覧権に関する立法的考察―その実効性確保のために―」『石田満先生還暦記念論文集 商法・保険法の現代的課題』一九五―一九六頁（文眞堂、一九九二年）。
- (10) 山田・前掲注(7)五六八頁。
- (11) 山田・前掲注(7)五六八頁。
- (12) 手続に関しては、会社法（会社法第七編第三章（八六八条―九〇六条））の他に非訟事件手続法と会社非訟事件等手続規則（平成一八年最高裁判所規則一号）に規定がある。手続の詳細に関しては、それら規定のほか、松田亨ほか編・大阪地方裁判所商事研究会著『実務ガイド 新・会社非訟』一四六頁以下（金融財政事情研究会、二〇一四年）、新谷勝著『会社訴訟・仮処分の理論と実務』第二版）五九九頁以下（民事法研究会、二〇一四年）、川嶋四郎ほか編『会社事件手続法の現代的展開』二四五頁以下〔中東正文執筆〕二六三頁以下〔本間靖規執筆〕（日本評論社、二〇一三年）、浜田道代ほか編『会社訴訟―訴訟・非訟・仮処分―』五九〇頁以下（民事法研究会、二〇一三年）、江頭憲治郎ほか編『会社法大系 第四巻 組織再編・会社訴訟・会社非訟・解散・清算』五〇二頁以下〔高山崇彦執筆〕（青林書院、二〇〇八年）、東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社非訟』一五二頁以下〔判例タイムズ社、二〇〇九年〕。なお、非訟事件手続法に関するより詳細な説明は、金子修ほか編著『二問一答非訟事件手続法』二頁以下（商事法務、二〇一二年）を参照。
- (13) 江頭憲治郎『株式会社法』第六版）五八五頁（有斐閣、二〇一五年）。
- (14) 江頭・前掲注(13)五八八頁、落合ほか編・前掲注(7)二二二頁以下。
- (15) 法人もなることができる（江頭・前掲注(13)三二頁）。なお、現実には弁護士が就任することが多い（江頭・前掲注(13)五八六頁）。
- (16) 江頭・前掲注(13)五八六頁、田中誠二『会社法詳論（上）』〔三全訂版〕六九九頁（一九九三年、勁草書房）。
- (17) 落合ほか編・前掲注(7)二二二頁参照。
- (18) 酒巻ほか編・前掲注(5)四四一頁、落合ほか編・前掲注(7)一〇七頁参照。
- (19) 落合ほか編・前掲注(7)一〇七頁。なお、監査役制度の欠点を補う（取締役・監査役の同僚でない外部の者が検査にあたり、十分な調査を行う）ことも業務財産検査役の趣旨である（田中誠二・前掲注(16)『詳論（上）』六九六頁）。
- (20) 大隅・今井著・前掲注(7)五〇〇頁。この検査役の制度は、明治三二年から存在し、数回の変遷を経ているが、それら改正は全て形式要件と実体要件に関わるものばかりである。詳細は、落合ほか編・前掲注(7)一〇八頁参照。
- (21) なお、少数株主権を分類、整理したものととして、小出篤「少数株主権における少数株主要件―持株要件・議決権要件を充たすべき時期について」飯田秀聡ほか編『商事法の新しい礎石（落合誠一先生古稀記念）』一三〇―一三一頁（有斐閣、二〇一四年）。

- (22) 複数人の持株数を合計して持株比率要件を満たすことが可能である(酒巻ほか編・前掲注(5)四四三頁参照)。
- (23) 大審院大正一〇年五月二〇日決定(民録二七号九四七頁)は旧商法二九四条に関する事案であり、持株比率要件は「十分の一」であった。
- (24) 長崎控決昭和五年二月二三日(新聞三二一七号一頁)。他に、東京控決昭和九年九月三日(法律学説判例法論全集(二三)商法五八七頁)など。
- (25) 掲載誌として、判時一九五〇号一六三頁、判タ一二三三号一九九頁、金法一七九九号五四頁、金判一二六二号四二頁。評釈として、中村康江「判批」江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選「第二版」』(別冊ジュリ二〇五号)一二二頁(有斐閣、二〇一一年)、山脇千佳「判批」東北法学第三二号三九一頁(二〇〇八年)、来住野究「判批」信州大学法学論集九号三三一頁(二〇〇八年)、鳥山恭一「判批」法セミ六二七号一八頁(二〇〇七年)、周劍龍「判批」金判一二六五号五一頁(二〇〇七年)、絹川泰毅「最高裁判所判例解説」法曹時報五九卷一二号三二二頁、絹川泰毅「時の判例」ジュリ一三三六号一〇八頁(二〇〇七年)、黒沼悦郎「判批」金判一二六八号一四頁(二〇〇七年)、小出篤「判批」判時一九七四号二〇七頁(二〇〇七年)、尾崎安央「判批」民商法雑誌一三六卷六号六八五頁(二〇〇七年)、根本伸一「判批」法セミ増刊速報判例解説(Vol.11)一四九頁(二〇一二年)。
- (26) 大隅今井・前掲注(7)五〇〇頁、大森ほか編・前掲注(7)四〇〇頁、上柳ほか編・前掲注(7)二二九頁(以上、同一の株式を保有しておく必要はないとする立場)、松田鈴木・前掲注(7)四六五頁(同一の株式を保有しておく必要。服部榮三「株式の本質と会社の能力」一九頁注九(有斐閣、一九六四年)(第一審口頭弁論か、提訴時まで要件を満たせばよい)。他に、松岡誠之助「判批」我妻栄編『新版会社判例百選』(別冊ジュリ二九号)五七頁(有斐閣、一九七〇年)、中村一彦「判批」鴻常夫ほか編『会社判例百選「第三版」』(別冊ジュリ六三号)一四四頁(有斐閣、一九七九年)など。論拠として、①申請時に要件を満たしていれば、実体法上の権利を有することになる(松田鈴木・前掲注(7)四〇〇頁。中村・同一四五頁など)、②株式を譲渡したことによって要件を欠缺した場合とは事情を異にする(松岡鈴木・前掲注(7)五八頁)、③濫用のおそれはない(根本・前掲注(25)一四九頁、黒沼・前掲注(25)一六頁、小出・前掲注(25)二〇七頁)など。
- (27) 大隅今井・前掲注(7)五〇一頁、酒巻ほか編・前掲注(5)四四三頁参照。具体的な調査権の範囲については、会社法三五八条四項が子会社の調査権に関して規定するほか、取締役等が検査役の調査を妨げた場合の過料を定める九六七条五号がある程度である。なお、検査役の選任を会社が申立てた場合はもちろん、株主が申立てた場合にも、会社は検査役の調査に関して協力義務を負う。調査対象が抽象的であることが多いので、申立人から書類の提出を受ける等して調査対象を特定することが行われる場合も多い(浜田ほか編・前掲注(12)『会社訴訟』六〇〇頁参照)。
- (28) 大隅今井・前掲注(7)五〇一頁、酒巻ほか編・前掲注(5)四四四頁。

- (29) 上柳ほか編・前掲注(7)二三〇頁（取締役が自己または第三者の利益を図って会社を害する行為とは、特に善管注意義務とは区別された忠実義務に反する行為を意味し、取締役の義務違反の程度が一般的な任務懈怠の場合よりも悪性であるとして、法令定款違反とは別個に規定されたものである）。なお、酒巻ほか編・前掲注(5)四四四頁も参照。
- (30) 上柳ほか編・前掲注(7)二三〇頁。
- (31) 大隅||今井著・前掲注(7)五〇一頁、上柳ほか編・前掲注(7)二三〇頁。
- (32) 大隅||今井著・前掲注(7)五〇一頁、酒巻ほか編・前掲注(5)四四四頁。
- (33) 大阪高裁昭和五年六月九日（判タ四二七号一七八頁、金判六一四号一八頁）参照。なお、評釈のうち、松原正至「判批」倉澤康一郎ほか編『判例講義会社法「第二版」』二〇一頁（悠々社、二〇一三年）、末永敏和「判批」江頭ほか編・前掲注(25)一一四頁、別府三郎「判批」法律のひろば三五巻七号（一九八二年）、井上明「判批」金判六四〇号四七頁（一九八二年）、下飯坂常世ほか「判例紹介」商事八九八号（一九八一年）。
- (34) 東京高決昭和四〇年四月二七日下民集一六巻四号七七〇頁。評釈として西山忠範「判批」ジュリ三九六号一一三頁（一九六八年）、末永敏和「判批」鴻常夫ほか編『会社判例百選「第五版」』（別冊ジュリ一一六号）一六四頁（有斐閣、一九九二年）。
- (35) 経営判断原則に関しては、東京地判平成一六年九月二八日判時一八八六号一一一頁、最判平成二三年七月一五日裁時一五二二号一頁などに加えて、岩原伸作編『会社法コンメンタール九 機関「三」』二三九頁―二四九頁「森本滋執筆」（商事法務、二〇一四年）、江頭ほか編・前掲注(5)『論点体系三』三九三―三九五頁、奥島ほか編・前掲注(5)三二三頁「山下真弘執筆」、江頭ほか編・前掲注(7)『会社法大系』二三二頁―二三六頁「松山昇平||門口正人執筆」、酒巻ほか編・前掲注(5)『逐条解説第五巻』三五八頁―三六一頁「青竹正一執筆」参照。
- (36) 東京高裁平成一〇年八月三十一日決定（金判一〇五九号三九頁、資料版商事一一七四号二四七頁）は、子会社への融資等に関する経営判断が問題となった事例で、経営者の裁量的判断を尊重する観点から、善管注意義務等の違反に関しては経営判断原則が適用されることを示した上で、旧商法二九四条（現会社法三五八条）の実体要件についても、このような事実を疑うべき客観的事由が必要であるとした。なお、近藤光男「経営判断と少数株主による検査役の選任」商事一四三〇号二頁（一九九六年）参照。
- (37) 服部榮三『三訂会社法原理』一四六頁（ミネルヴア書房、一九六七年）、服部榮三『会社法通論（第二版）』一九八頁（同文館出版、一九八二年）。
- (38) 田中誠二・前掲注(16)『詳論（上）』七三四頁、大隅||今井・前掲注(7)五一三頁、江頭・前掲注(13)五八七頁注(1)、末永・前掲注(34)『会社百選五版』一六五頁。
- (39) 裁判所が取捨することなく、この制度の効用を発揮させることが制度趣旨に合致するからである（田中誠二・前掲注(16)『詳

論(上)』六九六頁)。

(40) なお、公認会計士が選任される場合は、公認会計士法二七条が根拠となる。吉村・前掲注(7)志學館法学一卷一号八九頁参照。なお、弁護士法二三条の規定の意義や解釈等に関しては、高中正彦著『弁護士法概説〔第四版〕』一〇七一—一〇頁(三省堂、二〇一二年)、日本弁護士連合会調査室編著『条解弁護士法』一五五—一五八頁(弘文堂、二〇〇七年)参照。

(41) 山田・前掲注(7)五六八頁。

(42) 会社法三五九条に関する解説として、奥島ほか編・前掲注(3)一五六—一五七頁、落合ほか編・前掲注(7)一二四—一二六、街頭ほか編・前掲注(3)一四七—一四八頁、酒巻ほか編・前掲注(5)四四六—四四七頁など参照。業務財産検査役の調査結果が株主總會や各株主への通知により開示されることで、会社において自治的に適切な善後措置をとることを促すというのがこれら規定の趣旨である(落合ほか編・前掲注(7)一二五頁)。

(43) 山田・前掲注(7)五六八頁。

(44) 上田・後掲注(47)法政七九卷三号九〇(二九八)頁、上田・後掲注(47)民商一一六卷一号四七頁、司法部・後掲注(45)四四四頁。

(45) 上田・後掲注(47)法政七九卷三号九〇(二九八)頁、上田・後掲注(47)民商一一六卷一号四七頁。「千八百六十二年英法第五十六條及ヒ六十條」又は「千八百七十六年佛國商法第三十二條」を参照し、日本の検査官吏の制度は「此主義殊ニ英法ノ規定に基キ」起草されたとある(司法部『ロessler氏起稿 商法草案 上巻〔復刻版〕』四四四頁(新書出版、一九九五年))。

(46) Derek French, Stephen Mayson & Christopher Ryan, *Company Law* 590 (30th ed. Oxford, 2013), Paul L. Davies & Sarah Worthington, *Principles of Modern Company Law*, 673-679 (9th ed. Sweet & Maxwell, 2012), Len Sealy & Sarah Worthington, *Cases and Materials in Company Law*, 731-737 (9th ed. Oxford, 2010), Mathias M. Siems, *Convergence in Shareholder Law*, 124-125 (Cambridge, 2008), Andrew Lidbetter, *Company Investigation and Public Law*, 27-28 (Hart, 1999), E.R. Hardy Ivamy, *Dictionary of Company Law*, 69 (2nd ed. Butterworths, 1985)。

(47) イギリスの検査役に関する国内の代表的研究として、上田純子「中立的社会者による会社情報の収集と利害調整」法政七九卷三号八五(二九三)頁(二〇一二年)、上田純子「株式会社における経営の監督と検査役制度—イギリスにおける展開を機縁として—(一)」民商一一六卷二号四五頁(一九九七年)、上田「同(二・完)」民商一一六卷二号二五頁(一九九七年)、中島史雄「イギリス会社法上の商務省の権限」早法一七卷五五頁(一九六七年)、中島史雄「イギリス会社法における商務省の調査・検査権」茨城大学政経学会雑誌二七卷二七頁(一九七〇年)、山田弘之助「会社検査役について」上智法学一卷一号三三一頁(一九五七年)、和座一清「イギリス法に於ける株主の帳簿・書類の閲覧権」金沢大学法文学部論集(法経篇)第二卷六五頁(一九五五年)。その

他、小町谷操三『イギリス会社法概説』三二〇頁（有斐閣、一九六二年）、武市春男『イギリス会社法（第六版）』四八九頁以下（国元書房、一九七一年）、上田純子『英連邦会社法発展史論—英国と西太平洋諸国を中心に—』一〇四—一〇五頁（信山社、二〇〇五年）、田島裕『イギリス法入門』第二版』一一二頁（信山社、二〇〇九年）参照。また、二〇〇六年会社法の、条文翻訳及び解説として、川島いづみ・中村信男ほか（イギリス会社法制研究会著）『イギリス二〇〇六年会社法（一）—（二五・完）』比較法学四一卷二号三六一頁（一）—四六卷二号二七八頁（二五）（二〇〇七年（一）—二〇一二年（一五））。その他、一九八五年以前の会社法に関しては、酒巻俊雄『英連邦諸国の会社法（一）—（二四）』国際商事Vol.3・三七頁（一九七五）—Vol.7・三〇二頁（一九七九）、酒巻俊雄『イギリス一九八〇年会社法の概要』国際商事Vol.9・一六頁（一九八一）、中川美佐子『英国一九八一年会社法の概要（一）—（二・完）』国際商事Vol.10・三七四頁（一九八二）—Vol.11・四七八頁（一九八三）。光明宏之・北島敬之ほか執筆「IBL イングリッシュ・ロイヤーズ・クラブ」報告『英国会社法研究シリーズ』国際商事Vol.34・No.4・四六〇頁（第二回・新会社法案の概要と会社設立（二〇〇六年））—Vol.34・No.12・一六一—一五頁（第九回・事例研究：日本企業による英国でのTOOBについて（二〇〇六年））、イギリス会社法研究会編『新版』英法系諸国の会社法（一）—（二一）』国際商事Vol.12・No.5・六七頁以下—Vol.43・No.7・九九頁以下（二〇一四年—二〇一五年）（※本稿執筆時、連載中）。

(48) 訳語に関して、武市・前掲注(47)四八九頁、鴻常夫・北沢正啓監修『英米商事法辞典「新版」』四八九頁（商事法務、一九九八年）、小町谷・前掲注(47)三五〇頁など参照。

(49) 検査役の明文規定が設けられたのは一八五八年であるが、それ以前の経過やその後の改正の詳細については、上田・前掲注(47)法政七九卷三号九〇（二九八）頁—一〇四（三二二）頁、上田・前掲注(47)民商法一一六卷一号五一頁—七三頁、上田・前掲注(47)『英連邦会社法発展史論』一一八七頁、中島・前掲注(47)早法六一—六六、六九—七三頁、中島・前掲注(47)茨城大学政経学会雑誌三一—三七、星川長七『英国会社法序説』二三〇頁以下（勁草書房、一九六〇年）。なお、近年のイギリス会社法の改正全般に関しては、伊藤靖史『イギリスにおける会社法改正の動向』森本滋編著『比較会社法研究「二世紀の会社法制を模索して」』三五頁（商事法務、二〇〇三年）参照。なお、一九八五年改正前の状況として、武市・前掲注(47)四八九頁以下、一九六七年改正前の状況として、小町谷・前掲注(47)三四八頁。

(50) *Mayson et al*, supra note 46 at 590.

(51) イギリス法の書類等の閲覧請求権（コモン・ローと制定法）に関する研究として、上田純子『英国会社法における会社の利害関係人による情報収集の枠組み』鯖田豊則ほか編『大野正道先生退官記念 企業法学の展望』一一三頁（北樹出版、二〇一三年）。イギリスは検査役を任命し会社を調査させる制度が主流であり、帳簿・書類の閲覧権が制定法上長く存在しなかった（和座・前掲注(47)六七頁参照）。しかし、アメリカや日本のような帳簿・書類閲覧権が存在しなかった訳ではなく、株主はコモン・ロー上の帳

簿・書類閲覧権を有していた(和座・前掲注(47)六六頁によれば、会社は本質的に組合的に捉えられ、所有者である株主が代理人である取締役に会計を行わせ、それを株主に報告させる義務が導き出される。もともと、株主が直接会社の書類を見る権利や機会そのものが極めて限定的である(上田・前掲注(47)一一四頁、一二五頁)。制定法上は、個人株主が会社情報へアクセスする権利は与えられていない(Paul Davies, *Introduction to Company Law*, 127 (2nd ed. Oxford, 2010))。かかる帳簿・書類を検査する義務を負うのは取締役会であり(CA 2006 s.388 (1) (b))。なお、邦語文献として、川島いづみ「中村信男「イギリス二〇〇六年会社法(七)」比較法学四三巻三号二七七頁二七八頁参照」、株主は原則として帳簿・書類を閲覧する権限を持たない。但し、別の制定法上特別に認められている場合、取締役会や株主総会の承認があった場合は直接閲覧が可能であるほか、附属定款においてく定められた場合も直接閲覧が可能である(小町谷・前掲注(47)三四八頁参照)。株主の閲覧権は「謄本作成権」を含み、株主がかかる権利を有する場合に、会社が閲覧を拒むと、株主は差止命令(injunction)の申請が可能であると解されている(小町谷・同三四八頁)。なお、殆どの上場会社では、株主総会での質問等を通して情報を開示することが実務的に行われている(Paul Davies, *Introduction to Company Law*, 127-128 (2nd ed. Oxford, 2010))。

(52) イギリスの一九八五年会社法に関する文献として、川内克忠「一九八五年英国会社法の概要(上)——総括法成立の経緯とその特色——」商事一〇六一号九〇六頁(一九八五年)、川内克忠・石山卓磨「一九八五年英国会社法の概要(下)——総括法成立の経緯とその特色——」商事一〇七〇号四二二頁。

(53) 田中英夫ほか編『英米法辞典』七二三頁(東京大学出版会、一九九一年)参照。

(54) share capital (株式資本)の意義につき、鴻ほか・前掲注(48)八六三頁を参照。

(55) Paul Davies et al, *supra* note 46 at 674. 鴻ほか・前掲注(48)七八二頁も参照。

(56) The Secretary of State (国務大臣)の意義につき、田中英夫・前掲注(53)七五九頁を参照。

(57) なお、CA 1989 により、s.432 (2A) が新たに挿入され、検査役報告を非公開とする条件も付けることができるようになってきた。

(58) misfeasance (失当な行為) に関しては、田中英夫・前掲注(53)五六〇頁参照(合法的でありうる行為を不適切なしかたで行うことをいう)。

(59) misconduct (違反行為)の意義につき、田中英夫・前掲注(53)五六〇頁を参照した(ひろく違法行為を意味し、実定法違反禁止違反の行為、故意の違反行為一般をさす)。

(60) なお、Re Pergamon Press Ltd ([1971] Ch 388, [1970] 3 All ER 535, [1970] 3 WLR 792)において、検査役調査が司法的(準司法的)なものではなく、行政的な性質であることが確認されている。なお、同判決は、検査役の調査や報告書の持つ強い影

- 響力を指摘し、検査役は公正に行動する義務があること、また、調査対象者が、有罪宣告や非難を加えられる前に訂正・反論する権利がある点についても判示している。なお、調査対象者に対して、やり取りの写しが送付されるのが検査役調査の実務であり、その過程で調査対象者の陳述（文書提出）の機会が与えられている（Robert Maxwell が関係した事件であったことから、上記プロセスを通称「Maxwellisation」ともいう（Mayson et al, supra note 46 at 595.））。なお、実際に s.432 の検査役調査はそれを行う公的利益がなければ行われまいというのが実務であり、この公的利益を法改正に盛り込む提案がなされたこともある。Paul Davies et al, supra note 46 at 675 を参照。
- (61) Mayson et al, supra note 46 at 593-594.
- (62) Mayson et al, supra note 46 at 593-594.
- (63) CA 1985 s.452 (Mayson et al, supra note 46 at 594).
- (64) David A. Bennett et al, Palmer's Company Law Annotated Guide to the Companies Act 2006 at 875-880 (2nd ed. 2009), なお、上田・前掲注(47)法政七九巻三九九(三〇七)頁参照。その他、CA 2006 の該当箇所の条文訳や改正の詳細等に関しては、川島いづみ・中村信男ほか「イギリス二〇〇六年会社法(一〇)」比較法学四四巻三三三頁以下参照。
- (65) イギリスは House of Lords の判決が House of Lords を含めた裁判所を拘束し、その拘束力は厳格である（田中英夫『英米法総論(下)』四七七頁以下、四八〇頁以下（東京大学出版会、一九八〇年））。
- (66) 田島・前掲注(47)八頁。
- (67) 会社法制定後も判例法の重要性は衰えない（イギリス会社法研究会編「新版」英法系諸国の会社法(二)一八八三頁「酒巻俊雄執筆」(二〇一四年)）。
- (68) イギリスにおいては、貴族院・控訴院の判決の中で「判決の理由 (ratio decidendi)」が判例法とされる（幡新大実『イギリスの司法制度』三四一三五頁（東信堂、二〇〇九年）参照）。
- (69) 簡易保険 (Industrial Assurance) とは、保険金額が低額で保険料が月掛け等で集金扱いの（イギリスの）生命保険のことで、これを規制する法律が Industrial Assurance Act 1923 である（鴻ほか・前掲注(48)四七七頁）。
- (70) 法務総裁 (the Attorney General) の意義につき、田中英夫・前掲注(52)七七頁参照。
- (71) 一九二三年簡易保険法一七条一項は、簡易保険長官が、一九二三年簡易保険法・一八九六年共済団体法等の規定に違反があるとする合理的理由がある場合に、長官又は長官から選任された検査役は、その組合、会社を調査し、その事件を報告する権限を有する旨を、同法一七条二項は、調査により開示された情報に基づいて長官は、そこで開示された状況にとって必要若しくは適切であると判断する措置を経るために、命令を発することができる旨を、それぞれ規定する。また、一八九六年共済団体法七六条に

も同様の規定があった。長官は、公的利益のために行動するとともに、保険証券の所持人 (policyholder: 田中英夫・前掲注(53) 六四七頁も参照) を保護する機能を営む。

(72) 共済団体 (Friendly Society) とは、イギリスにおいて団体の相互扶助、救済を目的として設立される団体であり、団員から一定の掛金を受け、団員およびその家族に、疾病、負傷、死亡、災害等の一定の事由が発生した場合に、団員およびその家族に対して一定金額を給付するところのもので、これを規制する法律が Friendly Society Acts 1896 (共済団体法) である (鴻ほか・前掲注(48) 『商事法辞典』四一三頁)。

(73) 商務省 (Board of Trade) とは、通商、産業政策の実施に当たるイギリスの行政官庁であるが (田中英夫・前掲注(53) 一〇五頁) 、「他の組織との併合等により Department of Trade and Industry (一九七〇年〜)」「Department for Business, Innovation and Skills (二〇〇九年〜)」と呼び名を変えている。

(74) 公開有限会社 (Public Limited Company) の意義に關し、田中英夫・前掲注(53) 六四二頁、鴻ほか・前掲注(48) 『商事法辞典』七一四頁、小山貞夫『英米法律語辞典』八三五頁 (研究社、二〇一一年) 参照。

(75) 原文では witness とされている。本件においては、検査役調査の対象となる Maxwell を指すが、本件事案を離れて考えると、検査役調査の過程で他の者が当該情報を見聞きする場合もあり、その者にもこの判決のいう義務が課されると考えられる。判決文ではその者らを含む趣旨で witness という表現を使ったものと推測する。

(76) Crossman J in *Re Gaumont-British Picture Corp Ltd* [1940] 2 All ER 415, [1940] Ch 506.

(77) *Soden v Burns* [1996] 3 All ER 967, [1996] 1 WLR 1512.

(78) 前掲注(60) のほか、Paul Davies et al, *supra* note 46 at 673 参照。なお、その歴史的背景等については、中島・前掲注(47) 早法五七一六六、八〇一八五頁参照。

(79) なお、CA 1985 s.432 (2) に関する事案もあるが、*Re London United Investment plc* ([1992] Ch 578, [1992] 2 All ER 841, [1992] 2 WLR 850, [1992] BCLC 285, [1992] BCC 202) は、調査対象者に対する刑事手続が同時進行中である場合に、検査役による質問に対して、自己負罪拒否特権 (privilege against self-incrimination) を根拠として拒否することはできないと判示している。

(80) Ladbetter, *supra* note 46 at 56 参照。例えば、その段階では検査役調査の事実を知らせない方がよい者に対して、既に調査を受けた者が密告することによって調査の円滑が害されうる。

(81) なお、国内の制度を眺めてみると、こと「企業秘密」に関わる情報は手厚く保護されていることが分かる。例えば、株主総会で株主が質問したことについて、取締役は説明義務を負う (三一四条) が、企業秘密に関する事項はその説明を拒絶できると解さ

れている（会社法施行規則七一条二号、酒巻ほか編・前掲注（5）一六四頁以下「浜田道代執筆」、岩原紳作ほか編『会社法コンメンタール七機関』二二五頁（商事法務、二〇一三年）など）。ほかに、情報を開示すべき公益上の要請が高い民事訴訟の場面であつても、「技術又は職業の秘密」は民事訴訟法上の証言拒絶権を行使できる（民事訴訟法一九七条一項三号。なお、伊藤眞「民事訴訟法〔第四版補訂版〕」三七七頁、三八〇頁―三八三頁（有斐閣、二〇一四年）参照）。

(82) 守秘義務への違反に対しては相応の制裁が用意されるべきであろう。制裁が無い場合や軽い場合には、制裁を甘受して守秘義務に違反するという行動を許してしまうことにつながる。Lidbetter, supra note 46 at 56 参照。

なお、三五九条において調査結果が株主総会で報告等なされる場面も想定しうるが、検査役の守秘義務が明確でなければこの場面において当該秘匿すべき情報がさらされてしまうという弊害も想定しうる。さしあたり、裁判所が個々の検査役に指示を与える際は、秘匿すべき情報はどの範囲かということの詳細に指示するなどの配慮が欠かせない。

秘密保持に関する情報保持者の私的利益にも配慮しつつ、上記三五九条報告の場面や、訴訟等の場面において、公益上の要請等から当該守秘義務の対象となつた情報を開示できる場合があるのか、あるとすればどのような場合か（守秘義務の例外に関する規定）等、具体的問題に関しては、実務慣行、周辺諸制度や諸外国の諸制度を参考にしながら今後とも研究を続けたい。

(83) 久保田光昭「帳簿・書類閲覧権に関する立法的考察―その実効性確保のために―」『石田満先生還暦記念論文集 商法・保険法の現代的課題』一九五―一九六頁（文眞堂、一九九二年）、黒沼悦郎「帳簿閲覧権」民商一〇八巻第四・五号合併号五二八―五二九頁（一九九三年）。なお、これら見解は帳簿書類の閲覧権と業務財産検査役の併存を訴える。これに対して、業務財産検査役の調査権に原則として一本化すべきとする説も多数存在する。上田・前掲注（47）法政三三三頁、石井照久『会社法下巻（商法Ⅲ）（第二版）』二四三頁（勁草書房、一九七二年）、木俣由美「適切な経営監視のための株主の情報収集権―会計帳簿閲覧権を中心に―」産大法学三八巻一―三九頁、松山三和子「帳簿閲覧権」崎田直次編『株主の権利―法的地位の総合分析』三八五頁（中央経済社、一九九一年）、山田・前掲注（7）六八四頁。どちらのシステムが日本法に適合的なのかを測定する手段に乏しく、今後も調査と検討を要する難しい問題である。さしあたり、後者の立場のように検査役に原則として一本化するとすれば、検査役や調査対象者から情報漏洩が起らないように万全の措置を講ずることと、検査役調査にかかる時間やコストを大幅に軽減することが最低限必要であると感じる。

(84) たとえ守秘義務を負つた公正中立の第三者であつたとしても取締役らは抵抗感を持つことはあるかもしれないが、不祥事が発覚した後の方が会社に与える損害（ひいては取締役が負うことになるであろう責任）が大きい可能性もある（吉村・前掲注（7）志學館法学一卷一号九二頁参照）。調査を受けることが長期的に見れば会社の利益につながる面もあるのではないだろうか。

(85) なお、日本法上の検査役は裁判所から一時的に選任される機関であるが、その任を解かれた後も守秘義務自体は継続していな

ければ意味がない。もつとも、調査過程で得た情報そのものをこの検査役に保管させることが負担にはならないか。過度な負担になるようであれば、任を解かれた後に情報を適切な機関に保管させたり、任を解かれた後一定期間後に情報を適切な方法で廃棄させるようにするなど工夫を考えねばならない。

(86) 金商法上の金融商品取引業者に対する検査の手続（金商法五六条の二以下、黒沼悦郎ほか編『論点体系 金融商品取引法二』二一六頁「濃川耕平執筆」）二〇一四年、第一法規、川村正幸編『金融商品取引法「第五版」』三五四頁「荻野昭一執筆」（中央経済社、二〇一四年）、神田秀樹ほか編『金融商品取引法コンメンタール・業規制』六九七頁以下（商事法務、二〇一四年）参照）や、税法上の質問検査権（国税通則法七四条の二以下、金子宏『租税法「第二〇版」』八四五頁以下（弘文堂、二〇一五年）参照）など、行政権が主体となって企業を調査する制度は日本法上既に数多く存在する。これら制度に参考になる側面がないかどうかを含め、制度設計の詳細については、機会を改めて検討させていただきたい。